諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１７年１２月２０日（平成１７年（行情）諮問第６４６号）
答申日：平成１８年7月１４日（平成１８年度（行情）答申第１８０号）
事件名：総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

「福岡拘置所殿向け，総合警備システムタッチパネル取扱説明書に係る同システムが平成１７年５月頃，更新整備された際に取得した同システム更新整備に伴う仕様書，図面等」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書，配置図（巡警・巡回スイッチ）及び２階平面図１／１００（福岡拘置所総合警備システム操作卓新設図面）（これら３つの文書を併せて，以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を開示した決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律３条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，平成１７年９月３０日付け福管総発第３０４号により福岡矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象文書の一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

「総合警備システム，夜間巡回表示装置仕様書」内，「特記事項５．一般共通事項（４）使用機器」に「一覧表を作成し（後略）」と記載されている「使用機器の一覧表」の文書隠しが行われていることは明白であり，同文書の開示決定を求める。

（２）意見書の記載

諮問庁は，本答申書第３の２で「「使用機器一覧表」は，拘置所が示した本件仕様書に合致した性能の機器を整備できるか確認するため，入札

公告に対する応札を希望する企業が入札に臨む前に同所へ提出する「応札物品証明書」を指す。（中略）当該応札物品証明書により応札を希望する企業が当該仕様書に合致する機器を整備できる企業か参考までに確認できれば十分であるため，落札企業が決まり次第，当該応札物品証明書を速やかに廃棄している。」と主張する。しかしながら，

ア　そもそも本件に係る「仕様書」とは「工事工作などの内容，手順を図などを入れて説明した書面」のことであり，この「図など」となるものが「使用機器一覧表」等となることは常識的なことである。

イ　総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書等を福岡拘置所が取得したのは，「平成１７年５月に取得した。」と管区等は述べている。審査請求人が本件開示請求を行ったのは，平成１７年７月２５日及び同月２６日付けである。なお，平成１７年５月頃に総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書が取得されたのは，同仕様書内別紙１監視カメラ（更新・移設等一覧表）からも明らかである。

　総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書を見てのとおり，「三菱専用」や「三菱製」との記載がされており，同仕様書が作成，取得されたのは「落札企業が決まり次第，応札物品証明書を廃棄している。」と拘置所側が主張する後であることは明らかである。それを裏付けることとして，上記の「なお書き」のとおり，同仕様書内別紙１からも明白である。また，拘置所側の主張する「応札物品証明書」であるなら「使用機器一覧表」と記載せず，「応札物品証明書」等，記載すればよいことである。さらに，同仕様書内「特記事項５一般共通事項（４）使用機器」の記載内容からも明らかに「落札企業が決まり次第，応札物品証明書を廃棄している。」との主張とは，かけ離れている。したがって，以上のことからも，「使用機器一覧表」が存在しないなど措信できることではない。なお，同じ企業が作成した文書でありながら，同仕様書内別紙１には，「監視カメラ更新等一覧表」を作成しており，「使用機器一覧表」も存在することを示している。

第３　諮問庁の説明

１　審査請求人は，原処分に係る本件審査請求において，原処分の対象行政文書である「総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書」に記載された「使用機器の一覧表」の追加開示を求めている。

２　当該仕様書に記載された「使用機器の一覧表」の保有の有無について，処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，当該一覧表は，福岡拘置所

が示した本件仕様書に合致した性能の機器を整備できるかどうかを確認するために，入札公告に対する応札を希望する企業が入札に臨む前に同所に提出する「応札物品証明書」を指す。したがって，福岡拘置所は，入札を実施する前に応札を希望する企業から応札物品証明書を取得していることとなるが,同所としては,最終的には落札した企業と契約書を取り交わし，当該企業が責任をもって当該警備機器の施工を行うこととなることから，入札を実施する前に，当該応札物品証明書により，応札を希望する企業が当該仕様書に合致する機器を整備できる企業かどうか参考までに確認できれば十分であるため，落札企業が決まり次第，当該応札物品証明書を速やかに廃棄している。よって，本件開示請求時点においては応札物品証明書を既に保有していないものである。

3　「応札物品証明書」とは，国の物品調達に際し，入札に対応する物品が国が要求する仕様条件を満たしていることを証明するために，入札に臨む業者が施設等に対して提出するものであり,使用する物品が複数であれば，その形態は一覧表となる。したがって，仕様書中にある使用機器の「一覧表」とは，正しく「応札物品証明書」にほかならないが,「応札物品証明書」という用語は，法令上の正式な用語ではなく，便宜上用いているものであることから，仕様書においては同用語を用いていない。

「応札物品証明書」,すなわち入札業者が入札物品の性能を証明するために作成する書類を取得，保有する法令上の明確な根拠規定はないが，納品時に，入札物品が仕様条件を満たしているか否かについて，入札業者と国の判断に差異が見られることがあるため，これに起因するトラブルを回避する目的で，慣行として，事前に，納品予定物品自体や，その概要や性能を示す書類を提示させ，契約担当係員が確認することとしており,「応札物品証明書」も当該書類の一つである。

4　「応札物品証明書」は，応札を希望する企業が当該仕様書に合致する機器を整備できる企業かどうかを確認するために，参考までに取得するものである。これは，入札のたびに保有し，短期のうちに廃棄するものとして，「法務省行政文書管理規程」（平成１３年３月３０日付け秘文訓第３４０号）上は「事務処理上必要な１年未満の期間」保存することとされている。したがって，落札企業が決まり次第，当該応札物品証明書は速やかに廃棄されているのが実情である。

5　なお，本件警備機器を平成１７年に更新整備する際に作成又は取得したそのほかの文書について，処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，契約書（当該仕様書が添付されている。）及び予定価格調書が存在するが，これらの契約書等の文書を確認した結果，これらの文書に上記「使用機器

の一覧表」に該当する文書は添付されていなかった。

さらに，諮問庁としては，念のため，処分庁を通じて福岡拘置所に対し，同所処遇部門及び用度課事務室の机の中，当該機器の周辺，後ろ側，棚などに本件開示請求に係る文書があるかどうか確認するよう指示したが，その存在を確認することができなかった。

6　したがって，原処分は妥当と認められ，本件審査請求には理由がないことから，本件審査請求を棄却すべきであると思料する。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１７年１２月２０日　諮問の受理
②　同日　諮問庁から理由説明書を収受
③　平成１８年１月１８日　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年４月２６日　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年５月２９日　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同年６月２２日　審査請求人から補充意見書を収受
⑦　同年７月１２日　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書の特定について

本件対象文書において，使用機器一覧表とは，総合警備システム・夜間巡回表示装置に使用される複数の機器の一覧表を指すものと認められる。審査請求人は，本件対象文書の外に，使用機器一覧表があるはずである旨主張し，諮問庁は，当該文書の不存在を主張しているので，以下その存否について検討する。

２　使用機器一覧表の存否について

諮問庁は，①使用機器一覧表については，入札への応札を希望する企業が福岡拘置所に提出する「応札物品証明書」のことであって，「応札物品証明書」は，使用する物品が複数であれば，その形態は一覧表となるものであり，②同所は，入札を実施する前に企業から同証明書を取得していることとなるが，同所としては，最終的には落札した企業と契約書を取り交わし，当該企業が責任をもって当該警備機器の施工を行うこととなるため，入札を実施する前に，当該応札物品証明書により，応札を希望する企業が当該仕様書に合致する機器を整備できる企業かどうか参考までに確認できれば十分であるので，落札企業が決まり次第，当該応札物品証明書を速やかに廃棄していることにより，同証明書を保有していない，③処分庁を通じて福岡拘置所に確認したところ，契約書（当該仕様書が添付されている。）等の文書に上記使用機器一覧表に該当する文書は添付されておらず，また，

念のため，同所処遇部門及び用度課事務室の机の中，当該機器の周辺，棚などの探索を指示したが，その存在を確認することはできなかったと説明する。

また，諮問庁は，④「応札物品証明書」は，入札のたびに保有し，短期のうちに廃棄するものとして，「法務省行政文書管理規程」（平成１３年３月３０日付け秘文訓第３４０号）上は「事務処理上必要な１年未満の期間」保存することとされているため，落札企業が決まり次第，速やかに廃棄されているのが実情であると説明する。

使用機器一覧表が現に不存在であるとする上記諮問庁の説明には特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められないので，福岡拘置所において使用機器一覧表を保有しているとは認められない。

３　本件一部開示決定の妥当性

以上のことから，本件請求文書の開示請求につき，本件対象文書を特定し，その一部を開示した決定については，福岡拘置所において，本件対象文書の外に審査請求人が開示請求の対象として特定すべきとする文書を保有しているとは認められないので，本件対象文書を特定したことは，妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　矢崎秀一，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子